

第94期 定時株主総会招集ご通知

日時

2020年3月26日（木曜日）
午前10時

場所

東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

お土産廃止のお知らせ

株主総会会場にご来場くださる株主様と、
ご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、
本株主総会よりご来場の株主様へのお土産の
配布は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第94期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 監査役4名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	11
連結計算書類	26
計算書類	29
監査報告書	33

(証券コード 4404)
2020年3月6日

株 主 各 位

東京都葛飾区堀切四丁目66番1号

ミヨシ油脂株式会社

代表取締役
社長執行役員 三 木 逸 郎

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、2020年3月25日（水曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第94期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第94期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎ 本総会よりご来場の株主の皆様へお配りしておりましたお土産の配布は廃止とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.miyoshi-yushi.co.jp/ir/index.html>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.miyoshi-yushi.co.jp/ir/index.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

後記の株主総会参考書類（6～10ページ）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 2020年3月26日（木曜日）午前10時

場所 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

2. 郵送（書面）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年3月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで

3. インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2020年3月25日（水曜日）午後5時30分まで

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り**「ログインID」
「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

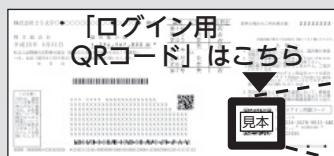
2020年3月25日(水)
午後5時30分まで

 **スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法**

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る

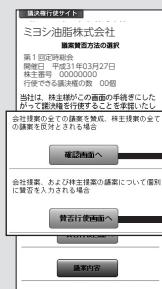


議決権行使書副票 (右側)

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

二回目以降のログインの際は…

次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

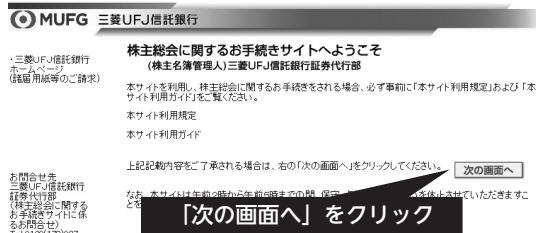
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

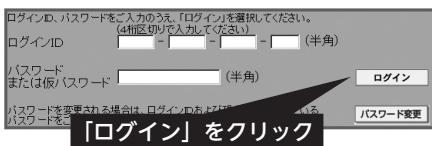


ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の 副票 (右側) に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード (確認用)」 の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第94期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに株主の皆様への安定的な配当の継続を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、412,066,120円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年3月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成30年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会において、当社の環境関連製品に含まれる原材料の一種が、劇物に該当することになりました。今後正式に「毒物及び劇物取締法」が改正することとなると、該当の環境関連製品の製造、販売を継続するためには、行政当局に対し所定の認可取得等の手続きを行うことが必要となり、当社定款の事業目的に「毒物、劇物の製造、販売」を具体的に記載することが求められています。これを受けて、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (省略) 2. 石鹼、洗剤および化粧品の製造ならびに販売 3～9. (省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) 2. 石鹼、洗剤、 <u>化粧品</u> 、 <u>毒物</u> および <u>劇物</u> の製造ならびに販売 3～9. (現行どおり)

第3号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（4名）は任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
1	社外監査役 独立役員 さい とう かのる 齋 藤 薫 (1957年6月8日生)	1981年4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 2003年10月 同社町田支店長 2006年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社札幌支店長兼札幌中央支店長 2008年10月 同社本店営業部長 2011年8月 菱進ホールディングス株式会社常務取締役 2013年3月 当社常勤監査役 現在に至る	2,000株
【社外監査役候補者とした理由】 齋藤薫氏は、当社の監査役を7年間務め、当社の事業内容等に精通しております。また、長年にわたり金融機関の要職を歴任した実績に基づく金融・財務に関する幅広い知識と見識を有していることから、当社グループの適切な監査に反映することができると判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
2	<p>新任</p> <p>社外監査役</p> <p>たかしま おさむ 高島 治 (1961年10月13日生)</p>	<p>1985年 4月 農林中央金庫入庫</p> <p>2011年 6月 同金庫市場業務管理部長</p> <p>2013年 7月 同金庫法務部長</p> <p>2015年 4月 株式会社アサツー ディ・ケイ シニアアドバイザー</p> <p>2019年 4月 農林中央金庫業務監査部主監 現在に至る</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>高島治氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、金融機関の法務部門を中心とした、幅広い業界での管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社グループの適切な企業監査に必要な人材と判断し、同氏を新たに社外監査役候補者といたしました。</p>			
3	<p>新任</p> <p>社外監査役</p> <p>独立役員</p> <p>あかお ひろし 赤尾 博 (1961年6月22日生)</p>	<p>1984年 4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入社</p> <p>2009年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)ストラクチャードファイナンス部投資開発室長</p> <p>2010年11月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役副社長</p> <p>2012年 6月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)退職</p> <p>2012年 6月 日本電子株式会社社外取締役</p> <p>2013年 5月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社取締役</p> <p>2016年 6月 株式会社トクヤマ社外取締役</p> <p>2017年 6月 同社社外取締役退任</p> <p>2018年 6月 日本電子株式会社社外取締役退任</p> <p>2019年11月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社取締役退任 現在に至る</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>赤尾博氏は、長年の金融機関における経験とともに、会社経営に携わる経験を有しており、会社経営に精通していることから、同氏の財務・会計に関する知見および会社経営に係わる豊富な経験を、当社グループの適切な監査に活かしていただけると判断し、同氏を新たに社外監査役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> ひろ た せい いち 廣 田 晴 一 (1955年2月18日生)	1977年 4月 当社入社 2009年 4月 当社食品事業本部営業統括部営業第三部長 2010年 3月 当社食品事業本部営業統括部営業第一部長 2011年 3月 当社執行役員食品営業本部営業第一部長 2013年 3月 当社取締役執行役員食品営業本部長 2014年 4月 当社取締役執行役員食品本部長兼食品本部技術統括部長兼知的財産部長 2015年 4月 当社取締役執行役員食品本部長 2018年 3月 ミヨシ物流株式会社代表取締役会長 現在に至る	3,200株
【監査役候補者とした理由】 廣田晴一氏は、当社において長年営業部門を指揮し、その後当社のグループである物流会社でも経営に参画するなど、当社グループ経営についても熟知しております。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、当社グループの適切な企業監査に必要な人材であると判断し、同氏を新たに監査役候補者としてしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 斎藤薫氏、高島治氏および赤尾博氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 廣田晴一氏は、2020年3月24日開催のミヨシ物流株式会社の時定株主総会で代表取締役会長を退任する予定です。
 4. 高島治氏は、過去5年間に於いて当社の特定関係事業者（主要な取引先）である農林中央金庫の業務執行者となったことがあり、過去2年間にも、同金庫より業務に対する報酬を受けたことがあります。なお、同氏は、2020年3月25日に農林中央金庫を退職する予定です。
 5. 当社は、東京証券取引所に対して、斎藤薫氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 6. 当社は、東京証券取引所に対して、赤尾博氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。
 7. 当社は、斎藤薫氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
 8. 高島治氏、赤尾博氏および廣田晴一氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益と雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、米中通商問題の長期化や英国のEU離脱問題、日韓の経済摩擦の激化等により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当油脂加工業界におきましては、需要の低迷が継続するなか、物流費等のインフラコストの上昇を受け、厳しい経営環境で推移しました。

このような状況のなかで当社グループは、「中期経営計画（2019～2021年）」の初年度として、「世の中にないものを創出します」、「既存市場へ新たに参入します」、「さらに拡売します」の3つの領域を掲げ、既存製品の更なる品質向上と幅広い市場に対応できる高付加価値製品の開発を行いました。また、お客様の消費動向を捉えながら多様化するニーズに対応した販売活動を行うとともに、各種展示会では当社技術力のアピールや新たなニーズの発掘を行うなど、きめ細かなマーケティング活動を通じて新たな市場開拓に取り組みました。さらに、主力のマーガリン製品をはじめ食品事業の新たな情報発信と市場ニーズの把握等の役割を兼ね備えた複合型施設「Café Margapane」を開業するなど、当社製品の更なる拡販に向けた施策を推進しました。

この結果、売上高は449億41百万円（前期比1.6%減）と減少しましたが、積極的な設備投資による生産の効率化や不採算製品の統廃合等の収益改善に努めたことで営業利益は11億94百万円（前期比60.2%増）、経常利益は14億18百万円（前期比50.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億6百万円（前期比89.7%増）となりました。

以下、セグメントの概況についてご説明申し上げます。

《 食 品 事 業 》

食品事業につきましては、消費者の節約志向等により、主要販売先である製パン業界、製菓業界において主力のマーガリンやショートニングの需要が伸び悩むなか、ユーティリティ費や物流費の高騰と相次ぐ自然災害の影響により、非常に厳しい環境で推移しました。

このような状況のなか、当社独自の技術開発力に磨きをかけ、主力のマーガリン製品のみならずお客様のさまざまなニーズに応えられるよう製品ラインナップの拡充を図り、各種展示会への出展等を通じて新規市場や新規顧客の開拓に努めました。また、シートマーガリンや乳加工食品などの高付加価値製品の拡販に注力するとともに、販売方法の見直し等によるコスト削減を行い収益改善を図りました。

一方、生産面では、「AIB国際検査統合基準」への対応を強化し品質管理を徹底するとともに、食品安全システムに関する国際認証規格「FSSC22000」の認証を全ての工場で取得し、グローバル基準の管理体制で、食の安全・安心への対応に取り組みました。

その結果、売上高は302億59百万円（前期比2.1%減）、営業利益は1億61百万円（前期比65.3%増）となりました。

《 油 化 事 業 》

工業用油脂製品につきましては、合成樹脂、塗料、ゴム、トイレタリー、潤滑油等の業界において景気減速の影響を受けましたが、精製設備を増強し品質向上に努め、新規顧客開拓や既存シェアの確保を図ったことにより、脂肪酸やグリセリンの需要は堅調に推移しました。

界面活性剤製品につきましては、紙・パルプ分野の家庭紙用薬剤が春先の花粉量増加に加え、中国市場への輸出が伸長し好調に推移しました。また、製紙用嵩高剤も環境に配慮した改良品が好調に推移しました。香粧品分野では化粧品用クレンジング基剤が消費増税の影響等で一時的に落ち込んだものの積極的な拡販により好調に推移し、環境関連分野においても飛灰用重金属処理剤および廃水用重金属処理剤が順調に推移しました。

その結果、売上高は145億32百万円（前期比0.6%減）、営業利益は9億67百万円（前期比67.1%増）となりました。

(2) セグメント売上状況

事業別	売上高	
	金額	構成比率
	百万円	%
食品事業	30,259	67.3
油化事業	14,532	32.4
その他	148	0.3
合計	44,941	100.0

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資総額は、16億94百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

神戸工場	グリセリン製造設備の新設	(油化事業)
神戸工場	製品封緘設備の更新	(食品事業)
神戸工場	自動積付設備の更新	(食品事業)
名古屋工場	化成品製造設備の更新	(油化事業)

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達はありません。

(5) 財産および損益の状況

区分	2016年度 第91期	2017年度 第92期	2018年度 第93期	2019年度 第94期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	45,919	46,289	45,660	44,941
経常利益 (百万円)	1,391	1,334	945	1,418
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	471	793	688	1,306
1株当たり当期純利益	45円76銭	77円09銭	67円14銭	127円77銭
純資産合計 (百万円)	23,539	25,298	23,734	24,883

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。なお、第93期より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が所有する当社株式を自己株式数に含めて算出しております。
2. 2017年7月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合したため、第91期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、国内人口の減少に伴い需要が伸び悩むなか、大手流通の低価格志向による競争の激化と油脂原料価格の上昇、さらに消費増税の影響が懸念され、不透明な状況が続くものと思われま

す。このような事業環境において当社グループは、「中期経営計画（2019～2021年）」の2年目として、食品事業は「これからの時代のおいしさと健康に貢献する」を、油化事業は「未来に誇れる安心な生活環境を創造する」をミッションとし、品質と技術の向上に努めてまいります。また、各種展示会等への出展を行いマーケティング活動を強化するとともに、生産体制の効率化と製品の品質向上を目的とした設備投資を引き続き実施してまいります。さらに、コーポレートガバナンス体制およびコンプライアンス体制の一層の充実に加えて、各種施策により、人が育つ・人を育てる組織文化を醸成する土台を作ってまいります。

「人によし、社会によし、未来によし。」の経営理念のもと、油脂の力を活かした“ものづくり”を通して、すべての人から信頼される企業であり続けることを目指す所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社および子会社の状況（2019年12月31日現在）

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
ミヨシ商事株式会社	65	100.0	食用油脂製品、食料品、石鹼、洗剤の 販売ならびに不動産賃貸業
ミヨシ物流株式会社	100	80.6	貨物運送取扱事業ならびに倉庫事業

③ 特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

事業別	主要製品等
食品事業	マーガリン、ショートニング、ラード、粉末油脂、ホイップクリーム、その他食用加工油脂
油化事業	脂肪酸、グリセリン、工業用石鹼、その他工業用油脂、繊維用処理剤、消泡剤、香粧品原料、重金属捕集剤、重金属固定剤、その他各種界面活性剤
その他	不動産賃貸、原料油脂等

(9) 主要な営業所および工場 (2019年12月31日現在)

① 当社の事業所

本社 (東京都葛飾区)	大阪支店 (大阪府大阪市)	名古屋支店 (愛知県名古屋市)
福岡支店 (福岡県福岡市)	札幌営業所 (北海道札幌市)	東京工場 (東京都葛飾区)
千葉工場 (千葉県千葉市)	名古屋工場 (愛知県岩倉市)	神戸工場 (兵庫県神戸市)

② 子会社の主要な事業所

- ミヨシ商事(株) (東京都葛飾区)
- ミヨシ物流(株) (東京都葛飾区)

(10) 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減
565名	8 (増)名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数に臨時従業員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2019年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	4,505 ^{百万円}
農林中央金庫	2,916
株式会社千葉銀行	1,146
株式会社三井住友銀行	920
株式会社常陽銀行	845
株式会社みずほ銀行	117

2. 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,897,100株
(2) 発行済株式総数 10,306,895株
(自己株式5,242株を含む。)
(3) 株 主 数 6,080名
(前期末比243名減)
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	1,030 ^{千株}	10.01%
日 清 オ イ リ オ グ ル ー プ 株 式 会 社	1,030	10.01
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	409	3.98
農 林 中 央 金 庫	409	3.98
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	385	3.74
ミ ヨ シ 協 力 会	375	3.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	359	3.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	211	2.05
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	179	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	156	1.52

(注) 持株比率は、自己株式（5,242株）を控除して計算しております。なお、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式は、自己株式に含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年3月28日開催の第92期定時株主総会において、当社の取締役（代表取締役社長および業務執行取締役）に限り、社外取締役を除く）を対象として、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用しています。

なお、2019年12月31日現在、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式数は、72,100株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2019年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	堀 尾 容 造	
代表取締役 社長執行役員	三 木 逸 郎	
取締役 専務執行役員	山 下 史 生	管理本部長 兼 関係会社管掌
取締役 常務執行役員	松 丸 光 昭	油化本部長
取締役 執行役員	石 黒 隆	食品本部長 兼 技術統括
取締役 執行役員	栗 石 秀 明	管理本部総務人事部長 ミヨシファクトリー株式会社 代表取締役社長
取締役 執行役員	松 室 貞 夫	食品本部営業統括
取締役 執行役員	竹 下 昇 一	油化本部営業統括 兼 企画業務部長
取締役 執行役員	須 藤 元 雄	生産本部長
取 締 役	吉田谷 良 一	山崎製パン株式会社 取締役生産管理本部長兼 生産統括本部生産企画本部長兼生産企画部長、 生産統括本部和菓子本部・洋菓子本部担当 日糧製パン株式会社 取締役
取 締 役	森 下 隆 之	公認会計士森下隆之事務所 代表 森下隆之税理士事務所 代表
取 締 役	川 越 敬 之	川越経営労務コンサルティングオフィス 代表
常勤監査役	斎 藤 薫	
常勤監査役	大 村 章 夫	
常勤監査役	刈 谷 健 二	
監 査 役	深 野 英 則	

- (注) 1. 上記取締役のうち森下隆之氏および川越敬之氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
 2. 上記監査役のうち斎藤薫氏および刈谷健二氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
 3. 上記取締役のうち森下隆之氏および川越敬之氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
 4. 上記監査役のうち斎藤薫氏および刈谷健二氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
 5. 上記監査役のうち斎藤薫氏、大村章夫氏および刈谷健二氏は、金融機関における長年の経験があり、各氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 2019年3月27日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって、取締役大矢武史氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (3名)	259百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	46百万円 (28百万円)
合 計 (うち社外役員)	17名 (5名)	305百万円 (39百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額 年額310百万円以内
(2010年3月26日開催 第84期定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額 年額55百万円以内
(2010年3月26日開催 第84期定時株主総会決議)
3. 上記には、役員報酬BIP信託の当事業年度の費用計上額27百万円は含まれておりません。
4. 上記のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額は1名3百万円であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役吉田谷良一氏、森下隆之氏、川越敬之氏および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役森下隆之氏は、公認会計士森下隆之事務所および森下隆之税理士事務所の代表を兼務しておりますが、当社と特別の利害関係はありません。

取締役川越敬之氏は、川越経営労務コンサルティングオフィスの代表を兼務しておりますが、当社と特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
森下隆之 (取締役)	6年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回全てに出席	公認会計士および税理士として財務および会計に関する知見に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
川越敬之 (取締役)	9ヶ月	就任以降開催された取締役会13回 全てに出席	金融業務の経験で培われた知識や社会保険労務士としての見地から、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
斎藤 薫 (常勤監査役)	6年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回および監査役会15回全てに 出席	金融業務の経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
刈谷健二 (常勤監査役)	7年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回および監査役会15回全てに 出席	金融業務の経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
32百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
32百万円

(注) 1. 監査役会は、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として企業倫理行動を定めた「ミヨシ油脂行動規範」を遵守する。また、「コンプライアンス規程」の運用等、各種制度を整備・確立し、取締役の法令違反行為を抑制・防止する。あわせて、取締役会については「取締役会規則」に則り、その適切な運営が確保されたなかで月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通と迅速な意思決定を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い各監査役の監査の対象になり、経営機能に対する監督強化を図る。

社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関係を断固拒絶し、不当要求等があった場合には、警察等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」に基づき管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にし、適切かつ確実に保存・管理する。また、セキュリティ防御により不正アクセスに対する電磁的情報の漏洩対策を施す。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

平時におけるリスク管理については、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理責任者を社長とするリスク管理委員会がリスク管理の主管部門となり、定期的なリスクの洗い出し等、業務執行に係る個々のリスクを明確にし、リスク管理体制を構築する。また、不測の事態の発生等の有事の際には、「災害対策マニュアル」及び「ビジネス危機対策マニュアル」に従い、社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会をスリム化し、執行役員制度を導入して、取締役会の意思決定の迅速化と業務執行機能・チェック機能の両機能を高めることとする。

ロ. 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催する。なお、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役（常勤）、監査役によって構成される月2回の経営会議において議論を行い、その審議を経て意思決定を行うことにより、経営機能を一層有効に発揮する体制をとるものとする。

- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」に則り、行うものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を法令遵守の主管部門と位置づけ、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス体制の整備と推進を図る。
- ロ. 法令等の遵守、違反行為、不正行為の未然防止を徹底するため、企業倫理行動を定めた「ミヨシ油脂行動規範」を使用人に周知徹底し、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス意識の向上に向けた教育研修を実施する。
- ハ. 法令その他コンプライアンス違反に関する事実についての通報相談窓口として、総務人事部長と社外の弁護士へのヘルプラインを設置し運用する。
- 二. 客観性と公正性を確保するため、内部監査部門である監査室を社長直轄部門とし、監査室が定期的に監査を実施する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、「関係会社管理規程」に則り当社グループの経営管理を行うものとし、子会社の営業成績、財務状況、その他経営上の重要事項について当社への定期的な報告を義務付ける。また、関係会社事業報告会を開催し、経営の重要課題について報告を受ける。
- ロ. 当社グループは、当社グループ各社で当社に準じた「リスク管理規程」を策定・運用し、当社で定期的開催するリスク管理委員会で当社グループの損失の危機の管理を行う。
- ハ. 当社グループは、当社グループ各社で当社に準じた業務分掌、組織、職務権限に関する規程を定め、これらの規程に基づき業務を執行することにより子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- 二. 当社グループは、「ミヨシ油脂行動規範」並びに「コンプライアンス規程」を当社グループ全体に適用するとともに、当社グループの役員及び使用人が利用できる社外の弁護士へのヘルプラインを設置することにより、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ホ. 当社の監査役及び会計監査人の監査を通し、当社グループの業務の適正を確保する。また監査室が監査を実施し、内部統制の有効性と業務の効率性を確保する体制を構築する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、当社の使用人から監査役の職務を補助すべき使用人を任命することとする。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役からの独立性を確保するため、取締役と監査役とが協議の上で決定する。なお、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要することとする。
- ⑨ 当社グループの役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ロ. 当社の監査役は、当社グループの法令遵守状況、業務上のリスクに関する状況及び内部通報の状況について、定期的に開催する当社のコンプライアンス・リスク管理委員会で報告を受け、必要に応じて担当役員にその説明を求めることができる。
- ハ. 監査役は、監査室が実施する当社グループの業務監査の結果について報告を受ける。
- ニ. 当社グループの役員及び使用人は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項が発生した場合は、「関連会社管理規程」に則り、所管部門に対して速やかな報告を行い、所管部門は当該内容を取締役及び監査役に報告する。
- ⑩ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの役員及び使用人は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について当社に対して報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けない。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、定期的に代表取締役社長との意見交換を行うことができるものとする。また、監査業務に関し、会計監査人及び顧問弁護士と定期的に会合をもつものとする。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、当社グループにおける内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行体制

取締役は、「取締役会規則」に則り、取締役会を17回開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、他の取締役の職務の執行状況について監督を行いました。

② 監査役の監査体制

監査役は、取締役会の他、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況について直接聴取し、内部統制システムの運用状況について確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人、監査室および顧問弁護士等と情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

③ コンプライアンスの推進ならびにリスクの管理

従業員等の法令遵守状況や各種リスクの発生状況について調査するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。また、労務管理面の強化に努めたほか、全事業所においてコンプライアンス推進の啓蒙活動に努めました。

④ 当社グループの管理

当社の行動指針である「ミヨシ油脂行動規範」をグループ会社に適用し、子会社より、コンプライアンスの推進状況およびリスク管理の状況について定期的に報告を受けるとともに、関係会社事業報告会を開催し、各社の事業の推進状況について確認いたしました。また、社長直轄部門である監査室が、当社および子会社の内部統制監査および業務監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	24,911	流動負債	19,326
現金及び預金	6,227	支払手形及び買掛金	8,553
受取手形及び売掛金	11,801	電子記録債務	960
電子記録債権	1,537	短期借入金	3,925
商品及び製品	2,454	一年内返済予定の長期借入金	2,736
仕掛品	573	未払法人税等	468
原材料及び貯蔵品	2,172	設備関係電子記録債務	687
その他	242	その他	1,995
貸倒引当金	△97		
固定資産	27,565	固定負債	8,267
有形固定資産	15,007	長期借入金	3,890
建物及び構築物	4,263	役員退職慰労引当金	89
機械装置及び運搬具	4,553	役員株式給付引当金	34
土地	5,315	退職給付に係る負債	2,384
建設仮勘定	413	繰延税金負債	1,301
その他	461	資産除去債務	28
無形固定資産	291	その他	538
特許権	76	負債合計	27,593
借地権	60	(純資産の部)	
商標権	5	株主資本	21,375
ソフトウェア	43	資本金	9,015
その他	106	資本剰余金	5,492
投資その他の資産	12,267	利益剰余金	6,993
投資有価証券	9,185	自己株式	△124
長期貸付金	5	その他の包括利益累計額	3,488
退職給付に係る資産	2,888	その他有価証券評価差額金	2,781
その他	211	退職給付に係る調整累計額	706
貸倒引当金	△24	非支配株主持分	20
資産合計	52,477	純資産合計	24,883
		負債純資産合計	52,477

連 結 損 益 計 算 書

(2019年 1 月 1 日から
2019年12月31日まで)

科 目	内 訳 金 額	合 計 金 額
	百万円	百万円
売 上 高		44,941
売 上 原 価		37,209
売 上 総 利 益		7,731
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,537
営 業 利 益		1,194
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	261	
そ の 他	120	383
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	114	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	7	
そ の 他	37	159
経 常 利 益		1,418
特 別 利 益		
有 形 固 定 資 産 売 却 益	541	541
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	62	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	25	87
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,872
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	431	
法 人 税 等 調 整 額	139	570
当 期 純 利 益		1,301
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		4
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,306

連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日残高	9,015	5,492	6,098	△124	20,480
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△411		△411
親会社株主に帰属する当期純利益			1,306		1,306
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	894	△0	894
2019年12月31日残高	9,015	5,492	6,993	△124	21,375

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日残高	2,874	354	3,229	24	23,734
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△411
親会社株主に帰属する当期純利益					1,306
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△93	352	258	△4	254
連結会計年度中の変動額合計	△93	352	258	△4	1,148
2019年12月31日残高	2,781	706	3,488	20	24,883

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	23,151	流動負債	18,506
現金及び預金	4,891	電子記録債権	960
受取手形	990	買掛金	7,858
電子記録債権	1,537	短期借入金	3,925
売掛金	10,422	一年内返済予定の長期借入金	2,736
商品及び製品	2,411	未払金	738
仕掛品	573	未払費用	816
原材料及び貯蔵品	2,167	未払法人税等	391
前払費用	66	未払消費税等	169
その他の金	181	設備関係電子記録債権	687
貸倒引当金	△91	リース債務	6
固定資産	25,874	その他の負債	216
有形固定資産	14,849	固定負債	7,435
建築物	3,853	長期借入金	3,890
構築物	395	退職給付引当金	2,057
機械及び装置	4,532	役員退職慰労引当金	89
車両運搬具	19	役員株式給付引当金	34
工具、器具及び備品	419	繰延税金負債	823
土地	5,189	リース債務	21
リース資産	25	資産除去債務	28
建設仮勘定	413	その他の負債	490
無形固定資産	281	負債合計	25,941
特許権	76	(純資産の部)	
借地権	60	株主資本	20,421
商標権	5	資本金	9,015
ソフトウェア	34	資本剰余金	5,492
その他の無形資産	104	資本準備金	5,492
投資その他の資産	10,744	利益剰余金	6,023
投資有価証券	8,224	利益準備金	1,076
関係会社株	717	その他利益剰余金	4,947
長期貸付金	5	別途積立金	2,030
前払年金費用	1,640	繰越利益剰余金	2,917
その他の金	159	自己株式	△109
貸倒引当金	△2	評価・換算差額等	2,663
		その他有価証券評価差額金	2,663
資産合計	49,026	純資産合計	23,084
		負債純資産合計	49,026

損益計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

科 目	内 訳 金 額	合 計 金 額
	百万円	百万円
売 上 高		42,462
売 上 原 価		34,941
売 上 総 利 益		7,520
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,303
営 業 利 益		1,217
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	264	
そ の 他	121	387
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	111	
そ の 他	36	148
経 常 利 益		1,456
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	62	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	25	87
税 引 前 当 期 純 利 益		1,368
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	352	
法 人 税 等 調 整 額	35	387
当 期 純 利 益		981

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2019年1月1日残高	百万円 9,015	百万円 5,492	百万円 5,492
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2019年12月31日残高	9,015	5,492	5,492

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
		別途積立金	繰越利益 剰余金				
2019年1月1日残高	百万円 1,076	百万円 2,030	百万円 2,348	百万円 5,454	百万円 △109	百万円 19,852	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△412	△412		△412	
当期純利益			981	981		981	
自己株式の取得					△0	△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	569	569	△0	569	
2019年12月31日残高	1,076	2,030	2,917	6,023	△109	20,421	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年1月1日残高	百万円 2,748	百万円 2,748	百万円 22,601
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△412
当期純利益			981
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△85	△85	△85
事業年度中の変動額合計	△85	△85	483
2019年12月31日残高	2,663	2,663	23,084

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

ミヨシ油脂株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミヨシ油脂株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミヨシ油脂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月18日

ミヨシ油脂株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 定留尚之 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石井 誠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミヨシ油脂株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容（財務報告に係る内部統制を含む。）は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月19日

ミヨシ油脂株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	齋藤	薫	Ⓔ
常勤監査役	大村	章夫	Ⓔ
常勤監査役(社外監査役)	刈谷	健二	Ⓔ
監査役	深野	英則	Ⓔ

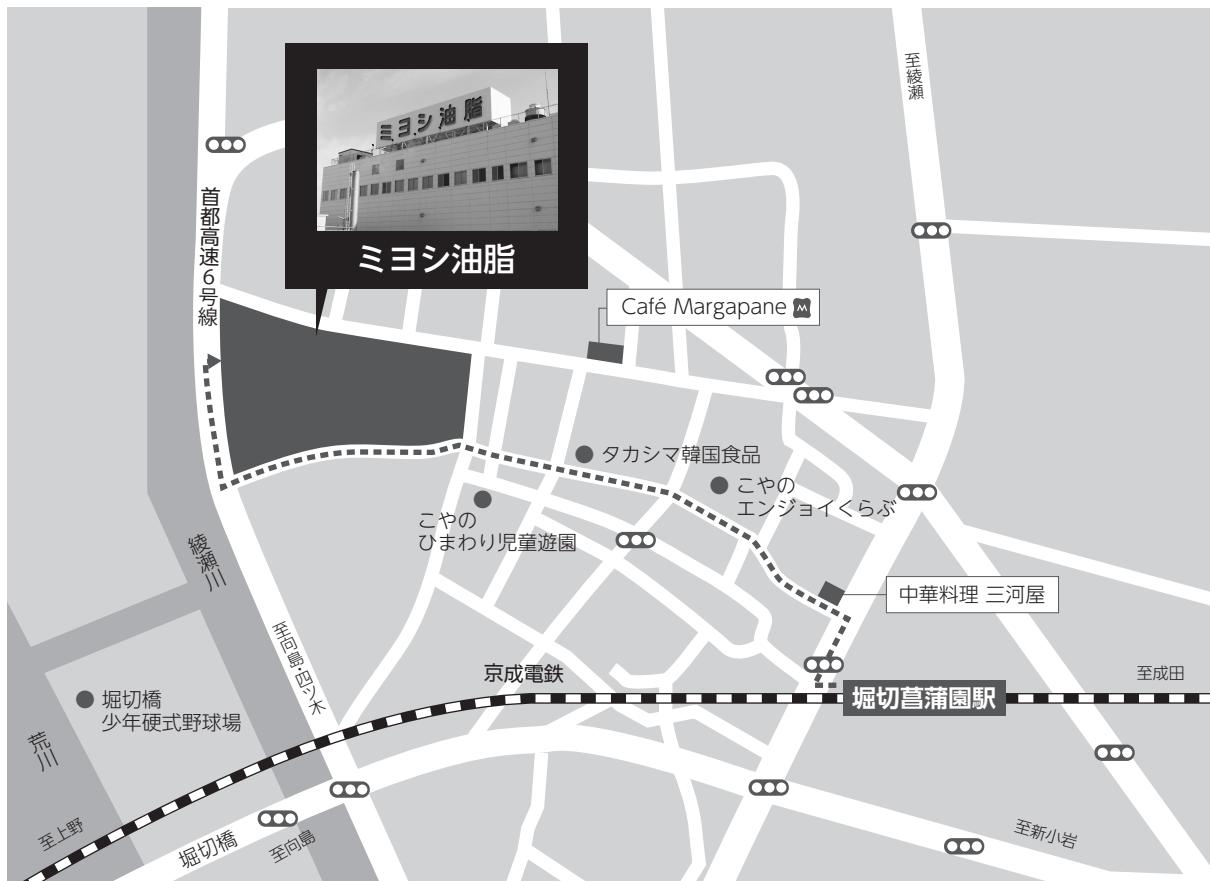
以上

第94期 定時株主総会会場ご案内図

開催日時 2020年3月26日（木曜日）午前10時

開催会場 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号 当社本社講堂
TEL : 03 (3603) 1111

交通のご案内 京成電鉄 堀切菖蒲園駅下車 徒歩7分



※ 本会場の駐車場には限りがございますので、極力公共交通機関をご利用ください。

ミヨシ油脂株式会社

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています